

令和7年度 学校いじめ防止基本方針

北海道札幌南高等学校定時制課程

1 いじめの定義

いじめ防止対策基本法、北海道いじめの防止等に関する条例及び北海道いじめ防止基本方針の定義を踏まえ、本校に在籍している生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※具体的ないじめの態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

2 学校の方針

いじめは、いじめを受けた生徒等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、生徒等の尊厳を保持するため、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のため、基本的な方針を定める。また、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置き、「いじめは絶対に許されない」という共通認識のもと、すべての生徒がいじめを行わず、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめの防止のための対策を講じる。

(いじめ防止等のための基本的な考え方)

- ①異なる個性を尊重し、お互いを高め合う人間関係を重視する。
- ②「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体、クラス全体に醸成する。
- ③いじめを受けた生徒にも、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。
- ④いじめを行った生徒が抱える問題を解決するため必要な支援・取組に努める。
- ⑤学校教育活動全体を通じていじめ防止推進等に計画的に取り組む。
- ⑥生徒面談等により生徒理解の深化に努める。
- ⑦定期的なアンケート調査や教育相談により早期発見に努める。
- ⑧いじめの問題について教職員間で情報を共有し共通理解を図る。
- ⑨いじめ問題に対する生徒の自主的活動を推進する。
- ⑩関係機関と連携を密にし、情報交換に努める。
- ⑪けんかなど交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身につけさせる。

3 実施計画

目 標	1 いじめの未然防止 「堅忍不拔」「自主自律」の校風のもと、互いに異なる個性や人格を認め合い、尊重する社会的資性を養う。 2 いじめの早期発見 情報の共有、迅速な対応、保護者・関係機関との連携に努め、早期発見を図る。 3 いじめに対する対応 「いじめ防止委員会」を中核として、いじめに対して事実の確認、的確な対応、保護者・関係機関と連携を図り、再発防止に努める。	具 体 的 な 取 組 ・規範意識、帰属意識を高める集団づくり ・人権尊重意識の高揚を図る場面づくり ・言語活動充実によるコミュニケーション能力の伸長 ・社会体験、生活体験、主体的な生徒会活動の推進、情報モラル教育の実施 ・いじめアンケート、個人面談、教育相談、スクールカウンセリング、いじめ相談ダイヤル、ネットパトロール ・HP等で情報発信 ・報告・連絡・相談の徹底 ・関係機関との連携
年 間 計 画	学校基本方針の説明（4月）ネットパトロール（毎月1日・15日） いじめアンケート（5月・10月） 取組評価アンケート（9月・3月） 委員会会議（毎月および随時）※会議では、委員会の役割を確認する。 校内研修、情報交換（毎月） 個別面談（学年の計画による）	
委 員 会	（名 称） いじめ防止委員会 （構成員） ○教頭、教務・生徒指導部長、担任、養護教諭、スクールカウンセラー （役割）いじめの相談・通報を受け付ける窓口として、「いじめに係る情報の収集と記録、迅速な共有を行う」「いじめであるか否かの判断を行う」「いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するための対処プランを策定し、確実に実行する」「学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施」、「早期発見・事案対処マニュアルを策定し、具体的な年間計画の作成、検証・評価・修正を行う」「組織的にいじめの解消の判断を行う」等、いじめ事案対応の中核をなすものとする。	

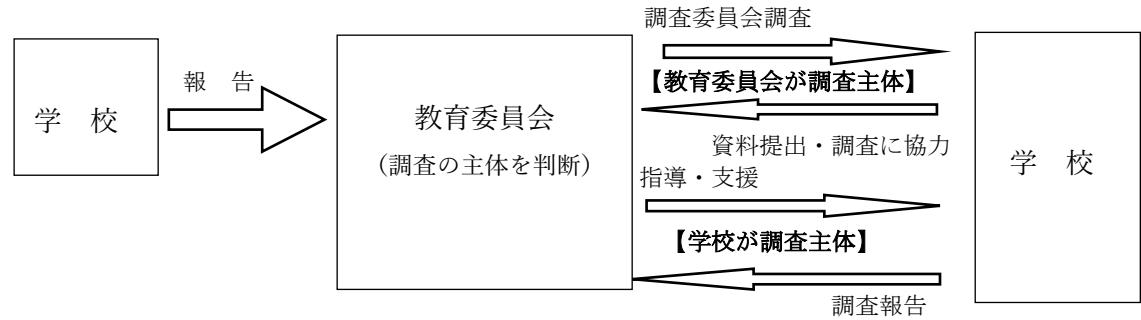
4 いじめ事案発生時のアプローチ

- (1) 事実確認(生徒指導部と連携)
- (2) いじめを受けた生徒のケア、保護者への支援（家庭訪問）
- (3) いじめを行った生徒への指導(教務・生徒指導部と連携)と保護者への助言（家庭訪問）
- (4) 場合により、教育委員会、警察署に相談・報告
- (5) 経過観察・事後指導
- (6) 重大事態の場合は、教育委員会に報告し、指示に従う

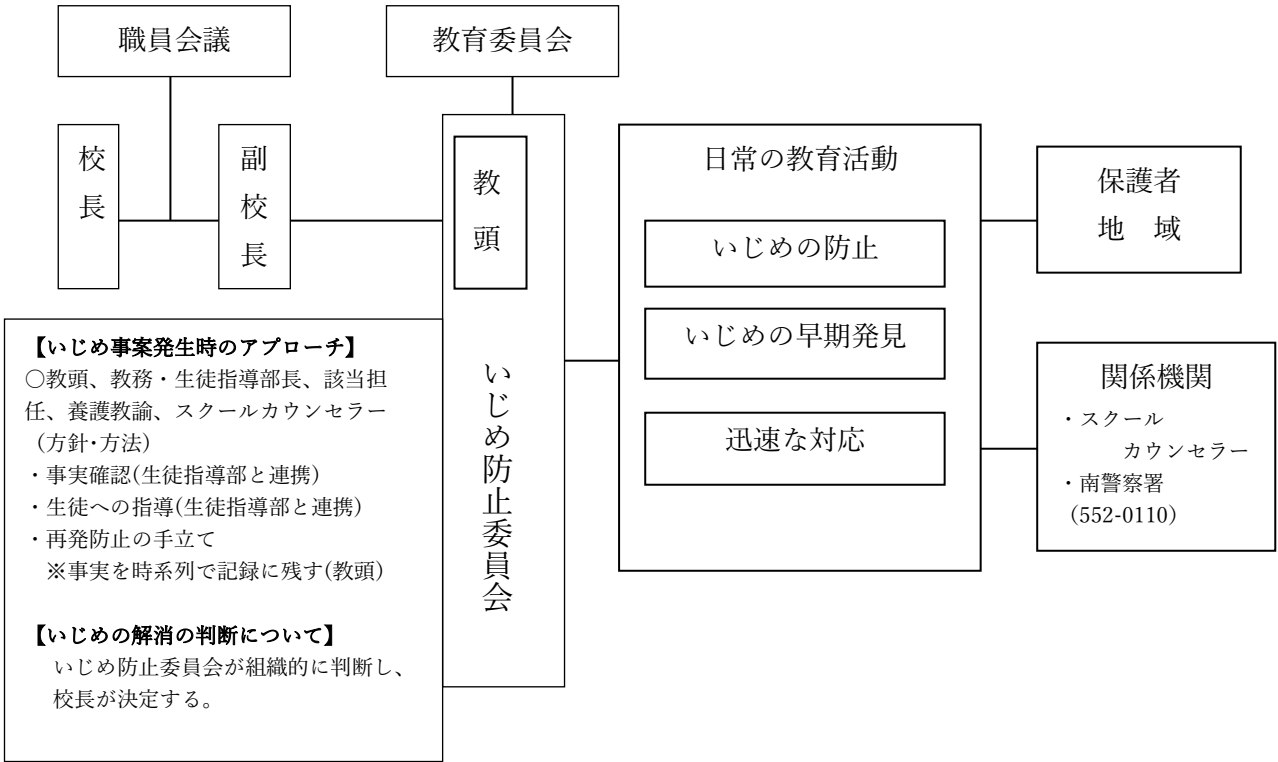
5 重大事態への対応

重大事態：いじめにより、生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間(年間 30 日を目安)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合、学校の設置者に報告する。

※別紙「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」を活用しながら、実際の対応に当たっては法、基本方針、ガイドラインおよびチェックリスト等にある具体的な対応の手順、留意事項をよく確認し、被害児童生徒等に寄り添って対応する。



6 組織図



7 いじめ対応の流れ（フローチャート）

